

水俣病補償処理委

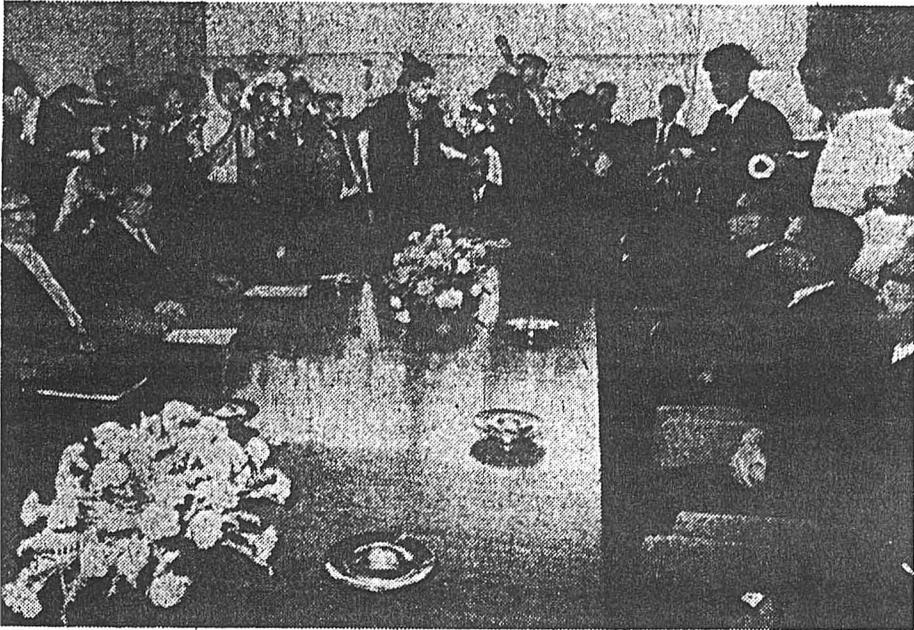
あっせん案を提示

死者に最高三万五〇〇万

年齢に応じて一時金

生存者年金は最高三八万円

水俣病補償処理委員会(千種理事長)は二十五日午前十二時二十分、厚生省(患者救済互助会(九十三世帯、患者百六人)の主任派(六十四世帯、七十五人)とチッソ株式会社(江頭豊社長)双方の代表を招き、補償あっせん案を提示した。【関連記事三回】



水俣病補償処理委があっせん案を提示。左側が患者代表、右は会社側(○印江頭チッソ社長)中央は千種座長

あっせん案は死者に対する一時金を年齢により、百七十万円から三百五十万とするもの。昨年四月、同処理委が満足してから一年一カ月目である。この日、同あっせん案に抗議する反戦派系など青年ら十三人が開会予定の午前九時直前、会場であつた同五階会議室に乱入、すわり込んだが、同四十五分、厚生省の要請で全員不退去罪現行犯で逮捕された。また厚生省前には約百人の抗議行動グループが、あっせん阻止を叫んで騒ぎをあげるなど緊張した。

あっせん案は①死者(三十七年十二月以前に死亡したもの)には五段階の死亡時年齢に従つて、二百七十万円から三百五十万円の一時金を支払う。②三十八年一月一日から四十四年三月末以前の死亡者には百五十万から二百四十五万円の一時金を遺族に支払う。③生存者(四十四年四月一日現在で生存しているもの)に対する補償は、生存者の年齢と四等級にわたつた状態に、十七万から最高三十八万円の年金、五十万から百九十万円の生存者一時金のほか、今後短い期間に死亡した患者にも一定期間年金(継続年金)を支払う。④生存者にはこのほか死亡した際に葬料十万円を支払うほか、公費医療救済法による医療費や看護手当て相当分も別途支払うなど。

処理委の努力に敬意

寺本知事(前)「敬自身第二次は、現時は有難うだったがその後開停(二十四年の労働金協約の情勢も変わり、現在の労働情勢に適合した増えで今度の開停が行なわれ、十分な点が補われたこと、補償処理委の努力に敬意を表はしたい。十年間の第一次開停で

あっせん案に不満

水俣病患者救済互助会の主任派「されたあ、直ちにあっせん内容には五段階の死亡時年齢に従つて、二百七十万円から三百五十万円の一時金を支払う。②三十八年一月一日から四十四年三月末以前の死亡者には百五十万から二百四十五万円の一時金を遺族に支払う。③生存者(四十四年四月一日現在で生存しているもの)に対する補償は、生存者の年齢と四等級にわたつた状態に、十七万から最高三十八万円の年金、五十万から百九十万円の生存者一時金のほか、今後短い期間に死亡した患者にも一定期間年金(継続年金)を支払う。④生存者にはこのほか死亡した際に葬料十万円を支払うほか、公費医療救済法による医療費や看護手当て相当分も別途支払うなど。

山本 会長

厚生省(患者救済互助会(九十三世帯、患者百六人)の主任派(六十四世帯、七十五人)とチッソ株式会社(江頭豊社長)双方の代表を招き、補償あっせん案を提示した。【関連記事三回】

“患者の生活を保障”

補償処理委が見解発表

水俣病補償処理委員会は「千五」水に起因するとは、医学界や厚生省の見解を踏まえて、一応認められている。遺族や患者の心は別として、社会側にも道義的に

一、本件が被害が会社の「下」に属するものとき、どれだけの金額を

支払っても償われるものではない。出来るだけの補償をすることは、会社側に法律上の責任があるなしは別として、社会側にも道義的に

契約（注）三十四年のものをさすより細分し、遺族慰謝料のほかに、死者が得られたであろう利益の喪失なども考慮に入れ、死者一時金に返をつけて公平をはかり、金額を増額した。

一、旧契約と同様に年金制度をとり、年金額を増額し、物価の変動によるスライド制を明確にし、患者の今後の生活保障のために、会社に大きな負担をしいることとした。旧契約の年金は、症状が固定していないため、患者の発病段階での成年、未成年の区別しただけだが、症状の固定した状態で、症状により受け金減額や、か（稼働能力の喪失による損失を考慮して、症状の程度や年齢によって差を設け公平を期した。

一、年金受給者が将来死亡した場合に支払われる形骸金も、本来死因が水俣病でなければ、理論的には損害賠償を支払う根拠がない。しかし、将来死亡するものが水俣病によるかどうかの判定は、医学的、理論的にきわめて困難である。紛争を将来に残さない、という基本方針にしたがい、死因が水俣病であるかどうか、せんざくしないことにした。今日では症状も固定しているので、現在の症状や年金を考慮して一時金の額を定め、現時点で支払うこととし、これとともに、旧契約の形骸金の支払いをやめた。しかし最も軽い症状の患者も旧契約の形骸金を下回らないようにし、今後、短期間に死亡した者に対しては、死亡後にも一定期間年金を払い調整する。一時金と年金の支払いとを二本立てにしたことが最も苦心したところだ。

一、本案は今後には水俣病患者にとり、年金額を増額し、物価の変動によるスライド制を明確にし、患者の今後の生活保障のために、会社に大きな負担をしいることとした。旧契約の年金は、症状が固定していないため、患者の発病段階での成年、未成年の区別しただけだが、症状の固定した状態で、症状により受け金減額や、か（稼働能力の喪失による損失を考慮して、症状の程度や年齢によって差を設け公平を期した。

一、年金受給者が将来死亡した場合に支払われる形骸金も、本来死因が水俣病でなければ、理論的には損害賠償を支払う根拠がない。しかし、将来死亡するものが水俣病によるかどうかの判定は、医学的、理論的にきわめて困難である。紛争を将来に残さない、という基本方針にしたがい、死因が水俣病であるかどうか、せんざくしないことにした。今日では症状も固定しているので、現在の症状や年金を考慮して一時金の額を定め、現時点で支払うこととし、これとともに、旧契約の形骸金の支払いをやめた。しかし最も軽い症状の患者も旧契約の形骸金を下回らないようにし、今後、短期間に死亡した者に対しては、死亡後にも一定期間年金を払い調整する。一時金と年金の支払いとを二本立てにしたことが最も苦心したところだ。

き患者側は「今後ナツの遺族が原因とわかつて、新たに賠償金の要求はない」との一札を入れている。

このような背景で推移してきただけに、患者側は終始強い立場に立たされ、多くの患者は補償処理案の満足に当たって「あつせん案には従ふ」との誓約書にも署名した。しかし誓約書を提出した四十一人が委員会の調停に応ぜず、訴訟に持ち込んでいる。

それにしても今度のあつせん案による死者（三十七年以前）への一時金二百七十万円から三百五十万円という金額はあまりにも低すぎる。「文通事故死でも三十万円は出る」（水俣訴訟派の証人）といわれるように、人間のいのちへの代償、また一生、不具者となつた被害者への代償としては「値しないもの」というのが一般的な見方である。

もともとのちの値段は、一定の算定方式があるわけがなく、金額に換算できないものとされている。しかし問題になる交通裁判を例にすると、年齢、性別、職業、収入、社会的地位を考慮して金額を決定しており、その過失利益（生きれば当然にはいる収入に）について、死亡当時の収入を基準として引き出している。

これまでの交通事故での死者一人の最高額は二千七百三十万円、現在では自賠法が五百万円に引き上げられたことから、一応「法の定めたいのちの値段」は五百万円というのが通説である。

三分の一以上の患者が依然、この調停を拒否して、法廷で真っ向同から会社側を争っている。今度出たあつせん案がその訴訟にどのような影響をもたらすか。あつせん案の出たことから、同じ水俣病の患者でありながら、一任派と訴訟派のミブはますます深まりつつある。

低い"いのちの代償"

注目される裁判への影響

解説 水俣病補償処理案のあつせん案は同委員会の来一年一月までにやつと示された。熊本大学の調査で水俣病の原因が有機水銀らしいとわかってからなんと十二年ぶりである。

もともと水俣病補償問題は三十四年暮れ会社側と患者側との間には契約を白紙に戻し、新しい補償を要求、ナツ側はその要求を拒否した。

水俣病とその経過

昭和二十八年、水俣市を中心とする不知火（しらぬい）海の岸で水俣の狂い死が始まり、同年暮れには、水俣病の第一号患者が誕生、以後三十五年ごろまで次々と病死者が出た。

症状は、脳神経障害を司されるのが特徴で、生後者のほとんどは、十七年後のいまだに健常な状態で、運動機能低下などの後遺症に苦しみ、的確な治療法はない。

十四年七月、ナツ（旧新日鐵）

水俣工場のアセトアルデヒド製造工程で出たメチル水銀化合物が工場排水に含まれ、海に排出されたという「有機水銀説」を出した。

この有機水銀が魚介類の体内に蓄積され、これらの魚介類を多く食べた人たちの間に患者が多発、水俣病と認定されたものはこれまでに百十六人、うち死者四十五人。患者の中には、母体内で胎児が死んでしまった「胎児性水俣病」患者が二十一人を数えている。

三十四年暮れ、熊本県が同にはいり、旧新日鐵と患者側相互の間に「見舞い金協約」が結ばれた。しかし四十四年九月、公明認定の政府見解が出ると、相互助金

は契約を白紙に戻し、新しい補償を要求、ナツ側はその要求を拒否した。

四十四年一月、厚生省の第三者機関「水俣病補償処理委員会」が発足したが、これを機械的に互助金は一任派（山本亦由会長、六十四世帯）と訴訟派（代表訴訟派、互助会会長、二十九世帯）に分裂した。同年六月、訴訟派はナツ側と互助金を取り、熊本地裁に総額六億四千二百余万円の損害賠償（慰謝料、請求の訴訟を）し、すでに四回の口頭争論が行なわれている。

た。しかし四十四年九月、公明認定の政府見解が出ると、相互助金